



令和 6 年度

亀岡市職員採用試験要項

【令和6年8月実施試験】

亀岡市の採用試験

亀岡市では公務員対策が不要な方法での受験を可能にするなど、従来の試験方法にとらわれず、多くの方に受験していただきやすい人物重視の方法で試験を実施しています。（一部資格専門職を除く。）

特定の職種では、保有資格によっては筆記試験が免除され、面接のみでご自身をアピールしていただける方式を設定しておりますので、自身の能力や多彩な経験を市政の幅広い分野で活かすことのできる、チャレンジ精神のある方に受験いただきたいと思います。

- 1次試験日：令和6年8月17日（土）、令和6年8月18日（日）
【上記日程のうち指定する日】

- 1次試験内容：集団面接試験

- 受付期間：令和6年7月1日（月）～令和6年7月28日（日）

※原則、インターネット申込みです。

※インターネット申込みができない方は、必ず7月18日（木）午後5時までに問い合わせてください。

亀岡市からのお願い

亀岡市職員採用試験は、受験申込みによって試験の準備が進められ、経費には税金が使われます。

申込後、やむを得ず受験を辞退される場合は、

必ず所定の手続きをしていただきますようお願いいたします。

1 試験区分、採用予定人数及び受験資格など

試験区分		採用予定人数	受験資格
	かめおか方式 事務 (上級) [20-35]	20名程度	平成元年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた人。ただし、学校教育法による高等学校を令和7年3月31日までに卒業する見込みの人は受験できない。
	一般方式 事務 (初級) [18-21]		平成15年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた人で、学校教育法による高等学校(同程度と認めるものを含む。)を令和7年3月31日までに卒業する見込みの人
まちづくり 技師	かめおか方式 総合土木 (土木・農業 土木・造園) (上級) [20-40]	5名程度	昭和59年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた人で、次の①②③のいずれかに該当する人 ①土木施工管理技士(1級又は2級)の資格を有する人 ②民間企業や官公庁等で、土木に関する職務経験(設計・施工管理等)が5年以上あり、かつ、同一企業等における3年以上の継続勤務経験がある人 ③学校教育法による高等学校以上の学校(同程度と認めるものを含む。)において土木工学、造園・緑地、環境工学のいずれかに関する課程を修得し卒業した人又は令和7年3月31日までに卒業する見込み(高等学校を除く。)の人 ※①に該当する人は筆記試験が免除されます。
	一般方式 総合土木 (土木・農業 土木・造園) (初級) [18-21]		平成15年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた人で、学校教育法による高等学校(同程度と認めるものを含む。)において、土木工学、造園・緑地、環境工学のいずれかに関する課程を修得し令和7年3月31日までに卒業する見込みの人
	かめおか方式 保健師 [-40]	若干名	昭和59年4月2日以降に生まれた人で、保健師資格を有する人(令和7年3月31日までに取得見込みを含む。)
	かめおか方式 心理士(師) [-59]	若干名	昭和40年4月2日以降に生まれた人で、臨床心理士又は公認心理師の資格を有する人(令和7年3月31日までに取得見込みを含む。)
	かめおか方式 保育士・幼稚園教諭 [-40]	10名程度	昭和59年4月2日以降に生まれた人で、保育士資格及び幼稚園教諭資格を有する人(令和7年3月31日までに取得見込みを含む。)

※いずれか1つの試験区分のみ受験が可能です。

※いずれの試験区分も障がい者の受験が可能です。受験に際して配慮が必要な場合は、申込様式に記載欄を設けていますのでご利用ください。

※募集人数については、現時点における予定に基づくもので、今後の事業計画によって変わることがあります。

※受験資格がないことが明らかになったときは合格を取り消す場合があります。

※国籍は問いませんが、日本国籍を有しない方については、法令により永住が認められている方又は採用予定日前日までに認められる見込みの方のみ受験することができます。

「法令により永住が認められている方」とは、「出入国管理及び難民認定法による永住者」及び「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法による特別永住者」をいいます。

※地方公務員法第16条の規定による次の欠格条項のいずれかに該当する方は受験できません。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 亀岡市において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、同法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 試験方法・期日・場所

それぞれの試験区分ごとの試験方法・期日・場所については、次のとおりです。また、1次試験の集合時間などについては、受験者に別途お知らせします。

(1) かめおか方式【事務（上級）、総合土木（上級）、保健師、心理士（師）】

区 分	試験方法	期日	場所
1次試験	集団面接	令和6年8月17日（土） 令和6年8月18日（日） ※上記のうち指定する1日	亀岡市役所
2次試験	○作文試験（必須） 及び ①教養試験 ②SPI3試験 ①～②で一つ選択 計2科目を受験※ ¹	令和6年9月22日（日）	亀岡市役所
	個別面接	令和6年9月下旬 ～10月上旬	亀岡市役所
3次試験	個別面接	令和6年10月下旬	亀岡市役所

※1…総合土木（上級）受験者で、受験資格①に該当する人は筆記試験が免除されます。

（２）保育士・幼稚園教諭

区 分	試験方法	期日	場所
1 次試験	集団面接	令和6年8月17日（土） 令和6年8月18日（日） ※上記のうち指定する1日	亀岡市役所
2 次試験	専門試験	令和6年9月22日（日）	亀岡市役所
	実技試験	令和6年9月下旬 ～10月上旬	亀岡市内の施設
3 次試験	個別面接	令和6年10月下旬	亀岡市役所

（３）一般方式【事務（初級）、総合土木（初級）】

区 分	試験方法	期日	場所
1 次試験	○作文試験（必須） 及び ①教養試験 ②SPI3試験 ①～②で一つ選択 計2科目を受験	令和6年9月22日（日）	亀岡市役所
	個別面接	令和6年9月下旬 ～10月上旬	亀岡市役所
2 次試験	個別面接	令和6年10月下旬	亀岡市役所

3 試験内容

試験内容については、次のとおりです。

作文試験	作文課題に対する理解力、文章の表現力や構成力などについて評価を行います。 課題字数は800字、試験時間は50分です。
------	---

教養試験	筆記試験（多肢択一式）を行います。 出題数は40題で、試験時間は2時間です。 出題分野は、時事、社会・人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断・数的推理及び資料解釈に関する能力を問う問題です。
SPI3試験	言語及び非言語に関する能力検査を行います。 出題数は70題で、試験時間は1時間10分です。
専門試験	筆記試験（多肢択一式）を行います。 出題数は30題で、試験時間は1時間30分です。 社会福祉・子ども家庭福祉（社会的養護を含む。）、保育の心理学、教育学・教育法規、保育原理・保育内容及び子どもの保健を問う問題です。 ※障がい児保育については、上記のいずれかの分野で出題することがあります。

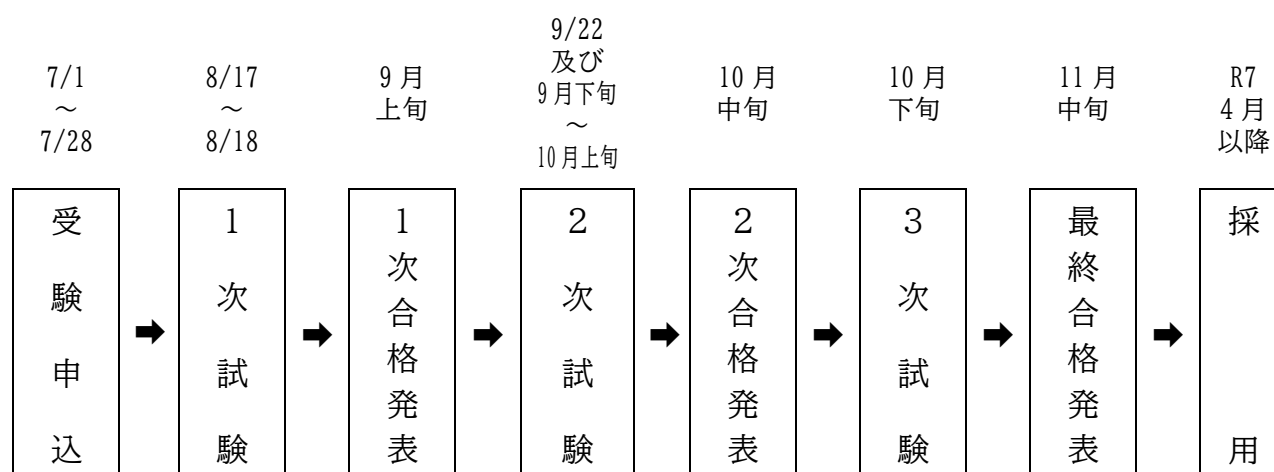
<採用試験受験にあたっての注意>

自然災害などの発生により、試験が中止または延期になる場合や、試験会場、試験内容、開始時間などが変更になる場合があります。

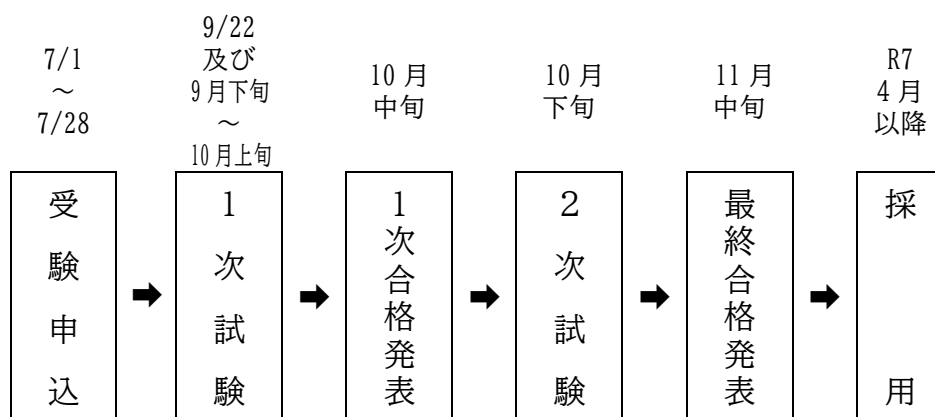
なお、中止、延期または変更が生じた場合の通知は、市ホームページなどで行います。

4 採用までの流れ

【かめおか方式】



【一般方式】



- (1) 1次、2次及び3次試験の合格発表については、市ホームページで受験番号を掲示するほか、合格者にのみ通知を行います。また、3次試験（一般方式については2次試験）の合格発表については、合格者の受験番号を掲載した公告文を掲示します。
- (2) 最終合格者は、試験区分ごとの職員採用候補者名簿に登載し、令和7年4月1日以降必要に応じて採用されます。ただし、最終合格者と調整し、令和7年3月31日以前に採用する場合があります。職員採用候補者名簿の有効期間は、令和8年4月1日までです。

5 日本国籍を有しない方の採用後の配置等

「公権力の行使」及び「公の意思形成への参画」に携わる公務員については日本国籍を必要とするという「公務員に関する基本原則」に基づく任用制限により、亀岡市では、日本国籍を有しない方については、次の(1)以外の業務及び(2)以外の職に就いていただくこととしております。また、昇任についての考え方は(3)のとおりです。

(1) 「公権力の行使」に該当する業務

- ア 市民の権利や自由を一方的に制限することとなる業務
- イ 市民に対し一方的に義務や負担を課することとなる業務
- ウ 市民に対して強制力をもって執行する業務
- エ その他公権力の行使に該当する業務（行政立法、準司法的権能のある行為に係るものなど）

« 「公権力の行使」に該当する業務の具体例 »

- 都市計画法に基づく開発行為の許可処分
- 市民税や国民健康保険料の賦課徴収
- 生活保護法による保護の決定及び実施に関する処分
- 建築基準法に違反している建築物に対する同法に基づく各種措置命令

(2) 「公の意思形成への参画」に該当する職

亀岡市の行政について、企画、立案、決定等に関与する職であり、具体的には、①ラインの副課長級以上の職、②本市の基本政策の決定（基本計画の策定、予算の編成、組織、人事、労務管理等）に携わる係長級以上の職が該当します。

(3) 昇任についての考え方

日本国籍を有しない職員についても、「公務員に関する基本原則」に反しない範囲において昇任が可能です。

6 勤務条件など

(1) 初任給については次のとおりです。

(参考：令和6年7月1日現在。ただし、地域手当を含む。)

大学卒	短大卒	高校卒
214,544円	198,538円	181,154円

・職歴や学歴などにより給料月額が増減する場合があります。また、扶養手当、通勤手当、期末・勤勉手当（いわゆるボーナス）などの諸手当が要件に応じて支給されます。

・初任給は、採用前の給与改定などにより変更になる場合があります。

(2) 配属のある主な勤務地については次のとおりです。

亀岡市役所、亀岡市上下水道部庁舎、亀岡市立保育所など（派遣などにより、市外の勤務地となる場合があります。）

(3) 福利厚生制度については、共済組合の制度として、保険給付や資金貸付などが受けられます。

(4) 受動喫煙防止対策として原則敷地内を禁煙としています。（一部特定屋外喫煙所を設けています。）

7 受験申込みの手続

インターネットから申込みをしてください。

※インターネットによる申込みができない場合は、令和6年7月18日（木）午後5時までに亀岡市市長公室人事課まで問い合わせてください。なお、それ以降の対応はできません。

申込方法	● 試験要項などをよく読んだ上で、指定のフォームに必要事項を入力し、送信してください。 ● 申込みが正常に終了した場合、受付が完了した旨のメールを送信します。申込み後のメールが届かない場合は、人事課に問い合わせてください。 ● 申込内容に不備などがある場合は、亀岡市市長公室人事課から確認の連絡をすることがあります。なお、確認ができなかった場合、申込の受付ができないことがあります
申込受付期間	<令和6年7月1日（月）～令和6年7月28日（日）> ● 7月28日（日）までに正常に到着したものに限り受付を行います。 ● 申込受付期間終了直前は、サーバーが混み合うおそれがあるため、余裕を持って申込手続を行ってください。使用するパソコンや通信回線上の障害などによるトラブルについては、一切責任を負いません。 ● 申込受付期間後の試験区分の変更はできません。
受験票など	● 申込受付期間終了後に受験番号や、受験票などの配信をお知らせする電子メールを送信しますので、電子メールが届きましたら、速やかに確認し、必要な手続を行ってください。

8 試験結果の開示

この採用試験で合格されなかった方は、本人の成績（総合順位のみ）について口頭で開示を請求することができます。

なお、受験者本人が、本人であることを証明する書類（受験票など）を持参のうえ、合格発表の日から2週間以内に直接人事課までお越しください。開示受付時間は午前9時から午後5時（土・日曜日、祝日を除く）までとなっております。なお、電話などによる請求では開示できません。

○問い合わせ先

亀岡市役所 市長公室 人事課 （市役所6階）

〒621-8501 亀岡市安町野々神8番地

電話 0771-22-3131 （代表）

0771-55-9451 （直通）

